

篠山市入札監視委員会議事録概要書  
(平成 30 年度 第 2 回)

開催日	平成 31 年 1 月 17 日 (水)	
開催場所	篠山市役所本庁舎 3 階 301 会議室	
出席委員	委員長 東 泰弘 委員 松本 幸一、山内 猛史	
審議対象期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日	
抽出案件	総件数 7 件	(備考) 市長部局 一般競争入札 2 件 指名競争入札 2 件 随意契約 3 件
一般競争入札	2 件	
指名競争入札	2 件	
随意契約	3 件	
委員からの意見・質問	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 篠山市立城北畑児童クラブ新築工事の落札者の 1 回目と 2 回目の応札額の差が大きいが、企業努力によるものか。</li> <li>2. 市道大手線電線共同溝整備工事は、6 者失格となったが、予定価格を下げるができなかったのか。</li> <li>3. 篠山市立青山歴史村桂園舎改修工事が指名競争入札方式で執行した根拠は何か。</li> <li>4. 丹波篠山観光ステーション (仮称) 整備工事が指名競争入札方式で執行した根拠は何か。</li> <li>5. ごみ焼却施設定期修繕の予定価格設定において、慎重な積算が必要と考えるがどうか。</li> <li>6. ごみ焼却施設定期修繕の工期について、約 1 年間と長期であるが、毎日現場にいる状態か。</li> <li>7. 篠山市立たきこども園 (仮称) 新築工事の落札者の 1 回目と 2 回目の応札額の差が大きいが、施工内容に問題はないか。</li> <li>8. 向井谷川災害復旧工事の随意契約 5 号案件では、業者選定は過去の工事実績によるものか。</li> <li>9. 向井谷川災害復旧工事の落札率が 100%の理由は何か。</li> </ol>	

<p>委員からの意見・質問に対する回答</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 落札者の経験実績等から判断して、企業努力によるものとする。</li> <li>2. 設計書作成時と入札時の物価等の影響や応札者の手持工事状況により、安価での応札と考える。応札前の業者見積書と市の設計書を比較した場合、市の設計書に近い見積額もいくつかあることから、市の設計は、実勢単価による適正な積算と考える。</li> <li>3. 篠山市指名競争入札の業者選定基準第 4 条第 2 項の「再度の入札に関わらず落札者がいなかったとき、格付基準の 1 級上位又は下位の有資格者を選定する」に該当する。</li> <li>4. 篠山市指名競争入札の業者選定基準第 4 条第 1 項第 1 号の「工事の性質上、短期間に完成させる必要がある工事」に該当する。</li> <li>5. この案件は、特殊設備であるため設備設置に関わったものによる見積を依頼せざるをえない。ただし、設備の耐用年数などの基準をもとに、業者の意見を徴してそれが妥当かの判断は、担当職員が十分検討検証して改修計画を作成し積算している。</li> <li>6. 現場で実際作業する期間は、1 カ月程度であるが、機械部品の工場生産、既存部品の清掃、取付準備等に期間を要するため、長期の契約期間が必要となる。また、施設を操業しながら 2 つの炉を修繕するためには、2 つの炉を同時に修繕するのではなく、1 つずつ修繕しなければならないため、工期が長くなっている。</li> <li>7. 品質を下げることで見積価格を下げたのではなく、企業努力によるものなので、施工内容に問題はない。</li> <li>8. 工事实績以外に、所在地が現場に近く、土木専門の業者となる当該業者が、迅速に適正な施工ができると判断して選定した。</li> <li>9. 土木工事の場合、積算ソフトや刊行物が公表されており、予定価格と同額の積算をされたと判断する。</li> </ol>
<p>委員会による意見具申又は勧告の内容</p>	<p>抽出案件については、すべて適切に執行されている。</p>